

令和元年第 11 回 安芸太田町農業委員会 会議録 (第 11 号)

| | | | | |
|--|----------------|--------------------------|-----------|--|
| 招 集 年 月 日 | 令和元年 11 月 27 日 | | | |
| 招 集 の 場 所 | 筒賀支所 大会議室 | | | |
| 開閉会日時及び 宣 告 | 開会 | 令和元年 11 月 27 日 9 時 30 分 | 議長 河本 穂津雄 | |
| | 閉会 | 令和元年 11 月 27 日 10 時 20 分 | | |
| 応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 6 名 欠 席 3 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す | 議席番号 | 氏 名 | 出席等の別 | |
| | 1 | 栗栖 眞知子 | △ | |
| | 2 | 寺田 光浦里 | ○ | |
| | 3 | 三原 朋之 | △ | |
| | 4 | 木下 博志 | △ | |
| | 5 | 沖 貴雄 | ○ | |
| | 6 | 富永 富幸 | ○ | |
| | / | | | |
| | 8 | 佐藤 潤 | ○ | |
| | 9 | 栗栖 芳秋 | ○ | |
| | 10 | 河本 穂津雄 | ○ | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 会議録署名委員 | 6 番 | 富永 富幸 | | |
| | 8 番 | 佐藤 潤 | | |

| | |
|-------|---|
| 議長 | <p>本日の出席委員は 6 名です。農業委員の出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。(9 : 30)</p> <p>なお、本日は、農地利用最適化推進委員同席しての総会になります。</p> <p>本日の総会のすべての議案につきまして、農地利用最適化推進委員は、質疑、意見を述べることはできますが、裁決はできないこととなっております。意見は審議の際に限らせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>それでは、これより第 11 回安芸太田町農業委員会総会を開催します。この会議の議事録の署名者を議長において指名しても異議ありませんでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p> |
| 議長 | <p>全員異議なしと認めます。よって議事録署名者に 6 番委員と 8 番委員を指名いたします。会議書記の指名を行います。本日の会議書記に農業委員会事務局職員、佐々木一氏と鬼田貴樹氏を指名します。</p> |
| 議長 | <p>それでは、今回提案された議案第 61 号から議案第 72 号について事務局より提案説明と朗読をさせます。それでは、事務局より提案説明をお願いします。</p> <p>(事務局議案の提案説明と朗読)</p> |
| 議長 | <p>それでは、議案第 67 号について、9 番委員より説明をお願いいたします。</p> |
| 9 番委員 | <p>11 月 18 日に申請者の■■■■さん立会のもと、現地調査を行いました。■■■■さんは当物件のようなものを探しておられ、縁あって当地へ、また広島市勤めをしておられますが、田舎で百姓をしたいということでした。今後は、こちらへ住所を移され、広島へ通勤しつつ百姓をしますということです。譲り受け予定の農地は、現在、休耕になっていますが、田んぼは復行して水稻を、また畑には野菜を自家消費として耕作するということです。農機具も導入予定で、農作業に常時従事されるということです。今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であります。周辺の農地利用に影響もありません。以上、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないので、許可相当と考えます。審議のほどよろしくをお願いします。</p> |
| 議長 | <p>続いて、議案第 68 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第 68 号の説明をさせていただきます。議案書の 1 ページ及び 5 ページをご覧ください。譲受人の■■■■さんからの聞き取りと現地確認をしました結果について、事案説明いたします。申請地は役場本庁から東へ約 2 km 進んだ場所に位置しております。申請地の所有者は■■■■さんですが、以前からその申請地の管理は■■■■さんが行っているという状況です。■■■■さんは■■■■の入園者に耕作をしてもらいたいという意向があり、その意向に沿うため、</p> |

| | |
|------|---|
| 議長 | <p>■■■さんは申請地を譲渡すということです。■■■さんは、農機具を一式所有され、農作業に常時従事されております。また、今回の申請地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であり、周辺の農地利用に影響はありません。以上、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可相当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 事務局 | <p>続いて、議案第69号について、事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第69号の説明をさせていただきます。議案書の1ページ及び6ページをご覧ください。譲受人の■■■さんからの聞き取りと現地確認をしました結果についての事案説明ですが、内容は先ほどの議案第68号の説明と同じです。申請地が議案第68号の申請地の隣接地であることと、譲渡人が■■■さんであることという二つの点が、先ほどの説明と変わっている点です。先ほどと同じく、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可相当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>続いて、議案第70号について、9番委員より説明をお願いいたします。</p> |
| 9番委員 | <p>議案書1ページの議案第70号及び図面ページ7をご覧ください。■■■さんによります、住宅進入路への転用事案です。11月15日に私と申請人の■■■さん立会のもと、現地調査をしました結果について事案説明いたします。申請地は、上殿郵便局すぐ裏に位置しております。事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから許可相当と判断しました。なお、この事案は無断転用となっていますので、始末書を提出されております。審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>続いて、議案第71号について、1番委員が欠席のため、事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第71号の説明をさせていただきます。議案書の2ページ及び8ページをご覧ください。■■■さんによります、車庫及び農機具倉庫への転用事案です。この度、申請地を譲渡人の■■■さんより譲り受け、車庫及び農機具倉庫に転用しようとするものです。行政書士の■■■さんからの聞き取りと現地確認をしました結果について、事案説明いたします。申請地は、筒賀支所から南へ約1.5km進んだ場所に位置しております。事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないことから許可相当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>続いて、議案第72号について、事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>資料1をご覧ください。議案第72号の説明をさせていただきます。この案件</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>は、安芸太田町長より、令和元年11月8日付で、安芸太田農業振興地域整備計画の変更について意見を求められています。今回、社会情勢の変動、自然、社会、経済諸条件等から総合的に判断し、やむを得ないと認められる進入路、車庫用地、宅地、太陽光パネル用地、墓地として利用したいので、農用区域から除外したいとの申請があり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2及び同法施行令第3条の規定により、関係機関の広島市農業協同組合、太田川森林組合、安芸太田町農業委員会より意見を聞くものとなっています。除外について、まず1点目に、当該変更に係る農地を農地以外の用途にすることが適当であって、他に代替地がないと認められること。2点目に、当該変更により、農地の集団化、農作業の効率化、その他農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないと認められること。という2つの要件が満たされているかを審議していただきたいと思います。内容は、2ページ目をお開きください。位置番号1番の自宅への進入路が94㎡、位置番号2番の宅地が91㎡、車庫が68㎡、位置番号3番の車庫が37㎡、位置番号4番の太陽光パネルが850㎡、位置番号5番の墓地が89㎡、計5件で1,229㎡となっています。図面等につきましては、位置番号1番が8から10ページ、2番が11から13ページ、3番が14から16ページ、4番が17から19ページ、5番が20から22ページに、それぞれ添付しております。また、28ページ目に全体の位置図を添付しております。以上で説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>続いて、議案第61号について、事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第61号の説明をさせていただきます。令和2年度安芸太田町農業施策に対する建議について継続審議分です。資料2の最後のページをご覧ください。以前から農業委員会総会や農地利用最適化推進委員会議の中で、また、9月と10月の総会の中でも挙げられておりました意見を、4番の遊休農地の発生防止と解消対策についての3つ目の事項として追加しました。内容をご確認のうえ、本日の審議で案を固めていただき、町長へ審議したいと考えております。審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>それでは、議案第67号について質疑を許します。</p> |
| | <p>(全員質疑なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしと認めます。それでは、議案第67号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> |
| | <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>挙手多数でありますので、議案第67号につきましては承認決定いたしました。</p> |

| | |
|----|---|
| 議長 | <p>続いて、議案第 68 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 68 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>挙手多数でありますので、議案第 68 号につきましては承認決定いたしました。</p> |
| 議長 | <p>続いて、議案第 69 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 69 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>挙手多数でありますので、議案第 69 号につきましては承認決定いたしました。</p> |
| 議長 | <p>続いて、議案第 70 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 70 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>挙手多数でありますので、議案第 70 号につきましては承認決定いたしました。</p> |
| 議長 | <p>続いて、議案第 71 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 71 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>挙手多数でありますので、議案第71号につきましては承認決定いたしました。</p> |
| 議長 | <p>続いて、議案第72号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしと認めます。それでは、議案第72号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>挙手多数でありますので、議案第72号につきましては承認決定いたしました。</p> |
| 議長 | <p>続いて、議案第61号について質疑を許します。</p> |
| 議長 | <p>これにつきましては、別紙にありますように、建議案があります。前回までの審議において、4番の3つ目の事項に新たな要望として組み込まれ、建議案ができております。これについて、問題が無ければこのままで、予算的にも今回決めないと間に合いませんので、推進委員さんも含めて、この建議案について意見がありましたらお願いします。</p> <p>(全員質疑なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしと認めます。それでは、議案第61号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>挙手多数でありますので、議案第61号につきましては承認決定いたしました。</p> |
| 議長 | <p>次に報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>報告事項の説明をさせていただきます。まず、農業委員会手帳が広島県農業会議より送られてきましたので、希望された方々に配布させていただいております。次に、農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック研修会についてお話しいたします。参加される方々には、一昨日の11月25日付けで通知文を送付させていただいております。内容をご確認のうえ、ご参加いただければと思います。よろしく申し上げます。以上で、報告事項の説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>報告事項について質疑はありますか。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| 議長 議長 議長 | <p>(全員質疑なし)</p> <p>以上で本日の審議は終了いたしました。</p> <p>なお、休会中も引き続き審査、調査をすることを許します。</p> <p>これをもちまして、提案した議案はすべて審議されました。これで、第11回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10:20)</p> <p>以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。</p> <p>議 長</p> <p>6 番委員</p> <p>8 番委員</p> |
|------------------------|--|